

# 設立趣意書

事業協同組合ガーデンキュレーター協会

## I 設立の目的

キュレーターとは、学芸員、情報収集および発信をする人として知られており、欧米では、著名な植物園においてもキュレーターが管理責任者としており、その緑地が本来目指すべき景観から逸脱していないかを常にチェックする役割を担っています。日本の緑地でも、植物や造園に関する専門的な知識を十分に有した、キュレーターによる植物の生長や遷移を見越した管理が強く望まれます。

こうした背景から、「ガーデンキュレーター」という新語をつくり、その普及を行っていくこととしました。常に移り変わる景観を見ながら、必要に応じて、施工者に的確で具体的な指示を出すことができるガーデンキュレーターは、長期的な視点から緑地の質を維持・向上させる重要な役割を果たします。また、設計者の意図、ステークホルダーのニーズを的確に把握し、それを実現するために設計者・ステークホルダーと現場をつなぐ橋渡し役も担っています。

日本においても、近年ようやくガーデンキュレーターという職能やその役割が認識され始めており、今後ますます、ガーデンキュレーターは必要をされていくと考えられます。

こうした認識のもと、令和7年1月に任意団体として「ガーデンキュレーター協会」を設立いたしました。任意団体として活動を進める中で、共同受注事業やガーデンキュレーター資格の管理業務に本格的に取り組むためには、法人化によって社会的な信用を高める必要があると判断し、このたび協同組合の設立を決意いたしました。

設立後は、ガーデンキュレーターの業務に関する共同受注について組合が契約の当事者となり、各組合員の技術や経験に基づき分配・実施することで、組合員の受注機会の確保・拡大、さらには収益力の向上を目指してまいります。また、ガーデンキュレーターの資質の維持・向上を図るため、資格制度の設置に取り組むとともに組合員の加入促進に尽力し、業界全体の信用力と技術力の確保にも努めてまいります。

つきましては、本事業協同組合の設立趣旨をご理解いただき、ご賛同を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

## II 組織及び事業の概要

- 1 名 称 事業協同組合ガーデンキュレーター協会
- 2 地 区 東京都、神奈川県及び埼玉県の区域とする。
- 3 事務所の所在地 横浜市に置く。
- 4 本組合の組合員たる資格を有する者は、次の各号の要件を備える小規模の事業者とする。
  - (1) 造園工事業又は園芸サービス業を営む事業者であること
  - (2) 組合の地区内に事業場を有すること
- 5 出資1口の金額及び出資払込みの方法
  - (1) 出資1口の金額 金10,000円
  - (2) 出資払込みの方法 一時に全額を払い込まなければならない。
- 6 事業計画の概要
  - (1) 組合員による造園工事及び緑地に関するコンサルタント業務の共同受注
  - (2) 組合員のためにするガーデンキュレーターの資格管理業務
  - (3) 組合員の事業に関する共同宣伝
  - (4) 組合員の事業に関する調査・研究
  - (5) 組合員の事業に関する経営及び技術の改善向上又は組合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供
  - (6) 組合員の福利厚生に関する事業
  - (7) 前各号の事業に附帯する事業
- 7 賦課金の賦課及び徴収方法  
賦課金については徴収を行わない。
- 8 役員の定数及び任期
  - (1) 理 事 定 数 3人以上5人以内  
任 期 2年又は任期中の第2回目の通常総会の終結時までのいずれか短い期間。  
ただし、就任後第2回目の通常総会が2年を過ぎて開催される場合にはその総会の終結時まで任期を伸長する。
  - (2) 監 事 定 数 1人又は2人  
任 期 2年又は任期中の第2回目の通常総会の終結時までのいずれか短い期間。  
ただし、就任後第2回目の通常総会が2年を過ぎて開催される場合にはその総会の終結時まで任期を伸長する。